

所管事項調査に関する資料

目 次

- 1 分掌事務及び事務の現況等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 2～ 19
- 2 高齢者交通費助成事業の廃止に係る追加報告及び長崎市の介護予防に係る取組みについて・・P 20～ 42
- 3 令和7年度指定管理者制度の状況について・・・・・・・・・・・・・・・・別冊
- 4 基本構想・基本計画等作成調について・・・・・・・・・・・・・・・・別冊

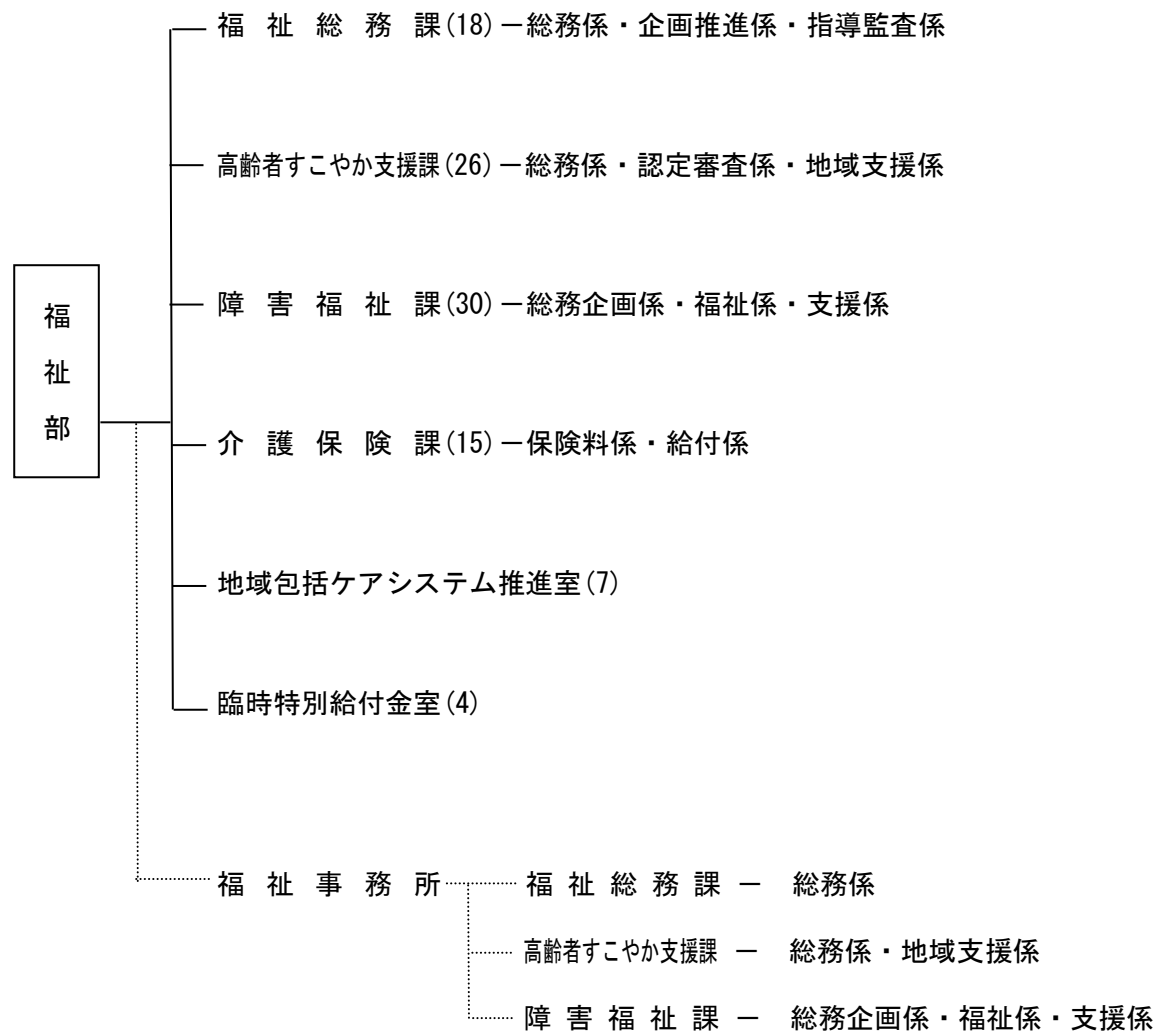
福 祉 部

令和8年6月

1 分掌事務及び事務の現況等について

(1) 福祉部機構図

令和8年6月1日現在
職員数 100名
() 内の数字は職員数



(2) 福祉部分掌事務

課 名	分 掌 事 務
福 祉 総 務 課	(1) 部の統括に関すること。 (2) 福祉の施策に係る総合調整に関すること。 (3) 高齢社会対策に係る福祉施策の企画及び推進に関すること。 (4) 介護保険事業の企画に関すること。 (5) 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)による社会福祉法人(障害福祉課、こども政策課及び幼児課の所管に係るものを除く。)の設立の認可等に関すること。 (6) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置の認可等に関すること。 (7) 社会福祉法による社会福祉施設(障害福祉課、こども政策課及び幼児課の所管に係るものを除く。)の設置等の届出の受理に関すること。 (8) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)による介護サービス事業者の指定等に関すること。 (9) 介護保険法による介護老人保健施設の開設の許可等に関すること。 (10) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)による有料老人ホームの設置等の届出の受理に関すること。 (11) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護施設の設置等の認可に関すること。 (12) 老人デイサービスセンターに関すること。 (13) 民生委員及び児童委員に関すること(福祉事務所の所管に係るものを除く。) (14) 社会福祉法による社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監督に関すること。 (15) 介護保険法による介護サービス事業者の立入検査に関すること。 (16) 老人福祉法による有料老人ホームの立入検査に関すること。 (17) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)による指定障害福祉サービス事業者等の立入検査(障害福祉課の所管に係るものを除く。)に関すること。 (18) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)による指定障害児通所支援事業者等の立入検査(障害福祉課の所管に係るものを除く。)に関すること。 (19) 社会福祉審議会(障害福祉課及びこども政策課の所管に係るものを除く。)、民生委員推薦会及び地域密着型サービス等事業者選定審査会に関すること。 (20) 部内事務の連絡調整に関すること。

課 名	分 掌 事 務
高齢者すこやか支援課	(1) 高齢者の福祉の措置に関すること(福祉事務所の所管に係るものを除く。) (2) 福祉の措置に要する費用の徴収に関すること。 (3) 長寿祝金に関すること。 (4) 軽費老人ホームの事務費に関すること。 (5) 介護保険の被保険者の要介護、要支援認定に関すること。 (6) 地域支援事業の企画に関すること。 (7) 老人福祉団体の育成及び連絡調整に関すること。 (8) 老人福祉センター及び老人憩いの家の設置及び改良に関すること。 (9) 地域包括支援センターとの連絡調整に関すること。 (10) 介護認定審査会、地域包括支援センター運営協議会、養護老人ホーム等入所判定審査会及び高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会に関すること。
障害福祉課 (その1)	(1) 障害児・者の自立の支援(自立支援医療費のうち育成医療に係る支給によるものを除く。)に関すること(福祉事務所の所管に係るものを除く。) (2) 身体障害者手帳の交付に関すること。 (3) 障害児・者の福祉医療費に関すること。 (4) 社会福祉法に基づく障害者支援施設の設置の許可等に関すること。 (5) 社会福祉法による社会福祉法人(福祉総務課、こども政策課及び幼児課の所管に係るものを除く。)の設立の認可等に関すること。 (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定等に関すること。 (7) 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定等に関すること。 (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者等の立入検査(福祉総務課の所管に係るものを除く。)に関すること。 (9) 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の立入検査(福祉総務課の所管に係るものを除く。)に関すること。 (10) 発達障害に関すること。 (11) 障害者虐待の防止に関すること。

課 名	分 掌 事 務
障 害 福 祉 課 (そ の 2)	(12) 障害を理由とする差別の解消の促進に関すること。 (13) 難病に関すること（健康づくり課及び保健所の所管に係るものを除く。）。 (14) 障害福祉センターに関すること。 (15) 社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会（審査部会を含む。）、障害者施策推進協議会及び障害支援区分認定審査会に関すること。 (16) 社会福祉法人長崎市社会福祉事業団との連絡調整に関すること。 (17) 障害児・者福祉団体との連絡調整に関すること。
介 護 保 険 課	(1) 介護保険被保険者の資格の認定及び保険給付に関すること。 (2) 介護保険料の賦課、徴収猶予及び減免に関すること。
地域包括ケアシステム 推 進 室	(1) 地域包括ケアシステムの構築に関すること。 (2) 地域包括ケア推進協議会に関すること。 (3) 在宅医療・介護の連携推進に関すること。 (4) 介護予防・生活支援体制整備に関すること。 (5) 包括ケアまちなかラウンジに関すること。 (6) 多機関型包括的支援体制構築事業に関すること。 (7) 地域リハビリテーション推進に関すること。
臨 時 特 別 給 付 金 室	(1) 長崎市民に対する臨時特別給付金（長崎市民特別給付金）の支給に関すること。

福祉事務所

課 名	分 掌 事 務
福 祉 総 務 課	(1) 民生委員及び児童委員に関すること(福祉事務所の所管に係るものに限る。) (2) 所内事務の連絡調整に関すること。
高 齢 者 す こ や か 支 援 課	(1) 高齢者の福祉の措置に関すること(福祉事務所の所管に係るものに限る。) (2) 老人ホームの入所者の遺留品の処分に関すること。
障 害 福 祉 課	(1) 障害児・者の自立の支援に関すること(福祉事務所の所管に係るものに限る。) (2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)の規定による障害福祉サービスの提供等に関すること。 (3) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)の規定による障害者支援施設等への入所措置に関すること。 (4) 知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)の規定による障害者支援施設等への入所措置に関すること。 (5) 特別児童扶養手当の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)の規定による障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 34 号)の規定による福祉手当の支給に関すること。

(3) 福祉部職員名簿（係長以上）

令和 8 年 6 月 1 日現在

職 員 総 数 100 名

（ ） 数 字 は 職 員 数

部長兼福祉事務所長

ほしはら なおき
星原 真樹

市役所内線電話 3 6 0 0

福祉総務課（18）＜部長含む＞

8 2 9 － 1 1 6 1（直通）

課 長

はし ふみただ
橋 史賢

市役所内線電話 4 2 5 0

課長補佐

かわま まさみ
河間 正己

市役所内線電話 4 2 5 1

総務係長（4）

しげの ただし
重野 律

市役所内線電話 4 2 5 2

企画推進係長（5）

なかしま のぶあき
中嶋 宣昭

市役所内線電話 4 2 6 1

指導監査係長（6）

えんどう まさし
遠藤 誠司

8 2 9 － 1 2 5 6（直通）

市役所内線電話 4 2 4 1

高齢者すこやか支援課（26）

8 2 9 － 1 1 4 6（直通）

課 長

たけぶ わ か こ
武分 和歌子

市役所内線電話 3 9 2 0

課長補佐

あさだ ま ゆ み
浅田 真由美

市役所内線電話 3 9 2 1

総務係長（10）

まつだ しょう
松田 翔

市役所内線電話 3 9 3 1

認定審査係長（7）

かわもと だいすけ
川本 大助

市役所内線電話 3 9 1 1

地域支援係長（7）

たかはし り え こ
高橋 理恵子

市役所内線電話 3 9 2 1

障害福祉課 (30)

課 長

総務企画係長 (8)

福祉係長 (8)

支援係長 (11)

社会福祉事業団派遣 (2)

おおにし みやこ
大西 美弥子
ばば ともみ
馬場 知美
しらき ゆたか
白木 裕
しばはら あやこ
柴原 彩子
すさき あい
洲崎 愛
しまだ さとる
島田 智

8 2 9 - 1 1 4 1 (直通)

市役所内線電話 3 1 8 0

市役所内線電話 3 1 8 1

市役所内線電話 3 1 9 1

市役所内線電話 3 1 7 1

8 4 2 - 2 5 2 5 (直通)

8 4 2 - 2 5 2 5 (直通)

介護保険課 (15)

課 長

保険料係長 (8)

給付係長 (6)

いまにし ゆうじ
今西 雄二
さかもと たけお
坂本 壮夫
うちだ けんいち
内田 健一

8 2 9 - 1 1 6 3 (直通)

市役所内線電話 4 1 5 0

市役所内線電話 4 1 6 1

市役所内線電話 4 1 5 1

地域包括ケアシステム推進室 (7)

次長兼室長

係 長 }
係 長 } (6)

しぶや こうじ
渋谷 浩司
まつお たけとし
松尾 武敏
たかにし まみ
高西 真美

8 2 9 - 1 4 2 1 (直通)

市役所内線電話 3 8 7 0

市役所内線電話 3 8 7 1

市役所内線電話 3 8 7 1

臨時特別給付金室 (4)

室 長

係 長 (3)

まえだ こうさく
前田 耕作
さともと しんいち
里本 真一

8 2 1 - 8 1 1 2 (直通)

市役所内線電話 6 1 4 0

市役所内線電話 6 1 4 2

(4) 令和8年度福祉部事業概要

(単位:千円)

課名	事業名		事業概要	予算額
福祉総務課	一般社会計	長崎市社会福祉協議会補助金	地域福祉の向上を図るため、長崎市社会福祉協議会に対して、管理運営費の助成を行う。	159,015
		長崎市シルバー人材センター補助金	高齢者の生きがいと就労機会の増大を目的とする長崎市シルバー人材センターに対し、国の実施要綱に基づき運営費の助成を行う。 (会員数 774人(R8.3))	7,899
		高島地区小規模多機能型居宅介護事業所運営費補助金	高島地区において、介護サービスを安定的に提供するため、運営費補助を行うことを前提として公募し開設した小規模多機能型居宅介護事業所に対し、運営費の助成を行う。	27,971
		高齢者施設開設準備費補助金	小規模多機能型居宅介護事業所等が、開設時から安定した質の高いサービスを提供するための体制整備を支援するため助成を行う。 (内訳) (1) 小規模多機能型居宅介護事業所 6,216 千円 (2) 認知症対応型共同生活介護事業所 18,648 千円	24,864
		【補助】高齢者福祉施設整備事業費補助金	高齢者施設等が、防災・減災対策を推進し利用者の安全・安心を確保できるよう、防災改修等に必要な費用の一部を助成する。	36,241
		【単独】高齢者福祉施設整備事業費補助金	地域密着型サービスの充実を図るため、小規模多機能型居宅介護事業所等の整備に対し、県の基金を活用して助成を行う。 (内訳) (1) 小規模多機能型居宅介護事業所 41,500 千円 (2) 認知症対応型共同生活介護事業所 41,500 千円	83,000
		民生委員協議会活動費補助金	地域の社会福祉の推進に努めている民生委員・児童委員、地区民生委員児童委員協議会及びこれらの活動を支える長崎市民生委員児童委員協議会に対し、助成を行う。 (49地区、定数1,012人(R8.4)) (1) 地区活動費 44,208 千円 ・ 1人当たり 34,000円 ・ 1地区当たり 200,000円 (2) 個人活動費 67,042 千円 ・ 一般 68,100円 ・ 会長 114,600円 (3) 事務局職員人件費 8,291 千円 (4) 活動振込手数料等 265 千円	119,806
高齢者支援課(そのほか)	一般社会計	重層的整備支援費体制		
		包括的支援事業費	介護予防事業のマネジメント、介護保険外のサービスを含む高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、権利擁護事業及び包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を実施する。	560,575
		地域活動支援事業費	(1) 介護予防やボランティア活動の研修を行い、ボランティアを育成し、介護予防事業に参加する高齢者の支援を行う。 (2) 地域支援ボランティアポイント制度を実施することにより、高齢者の社会参加及び地域貢献を奨励し、元気で生き生きと暮らすことのできる地域社会の実現を目指す。	4,604

(単位:千円)

課名	事業名			事業概要	予算額	
高齢者すこやか支援課（その２）	一般会計	重層的整備費体制	生活介護支援サポーター事業費	身近な場所で交流を行い、市民自ら実施する高齢者ふれあいサロンや介護老人福祉施設等でボランティア活動を行う生活・介護支援サポーターを育成・支援し、サロン活動の促進やボランティアを受ける高齢者の介護予防を図る。また、サポーター自身の生きがいづくりや健康増進を図り、介護予防を図る。	1,610	
			介護予防・生活支援対策費	友愛訪問委託費	一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯に対して民生委員が訪問し、日常生活の相談、助言を行う。	10,277
				移送支援サービス費※	斜面地等に居住する事業対象者（ただし運動機能項目に該当がある者に限る）に対して、サービス事業者を派遣し、通院、買物、日常的な社会生活の支援を行う。	662
				訪問理美容サービス費※	在宅の高齢者のうち、身体状況及び地域・交通事情等により、理容店や美容院に出向くことが困難な方に対し、出張による訪問理美容サービスを提供する。	152
				日常生活用具給付費※	一人暮らしの高齢者等で心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な方に対し、電磁調理器、火災警報器、自動消火器を給付する。	1,100
				高齢者安心火災警報器給付費※	一人暮らしの高齢者等で心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な方に対し、火災警報器（無線式連動型に限る）及び屋外警報ブザーを給付する。	1,069
				成年後見制度利用支援費	成年後見制度における地域連携ネットワークの中核となる機関を設置し、①広報②相談③成年後見制度利用促進④後見人支援の4つの機能を担う。（※中核機関の運営以外の費用は介護特会で予算計上）	7,627
		生きがい対策費	長寿祝金費	高齢者に対し、その長寿を祝福するとともに、敬老の意を表するため99歳の方に長寿祝金を５万円支給する。	15,634	
			高齢者交通費助成費	高齢者の社会活動への参加を促進し、生きがいを高めるため、年度中に70歳以上に達する高齢者に、ＩＣカードによるバス、電車の助成又は利用券の交付によるタクシー、船舶等の交通費助成を年間5,000円程度まで行う。	423,936	
			「敬老の日」行事費	(1) 市長及び市議会議長による最高齢者、最高齢夫婦及び老人ホーム等施設訪問 (2) 自治会及び老人クラブ等で開催されている敬老会への出席 (3) 百歳到達者へ顕彰電報及び記念品の送付	1,205	
			シルバー作品展開催費	敬老の日を中心に、市内在住の60歳以上の方の創作品を一般市民に展示し、高齢者の生きがいと市民の敬老精神の高揚を図る。また、開催期間中に、世代間交流イベント「ものづくり体験コーナー」を実施する。	828	
			老人クラブ助成費	老人クラブの健全な育成を図るため、活動に必要な経費の一部を助成する。	15,049	
			長崎市老人クラブ連合会補助金	老人クラブ連合会の諸活動に必要な事務費、人件費等の経費の一部を補助する。	15,386	
			長崎県すこやか長寿財団負担金	ねんりんピックの開催や高齢者の生きがいと健康づくり、介護知識・技術実習・普及等を行う長崎県すこやか長寿財団へ負担金を支出する。	316	

※契約及び支払いは高齢者すこやか支援課で行い、利用の決定などサービスの提供に係る業務は各総合事務所で行う。

(単位:千円)

課名	事業名			事業概要	予算額
高齢者すこやか支援課(その3)	一般社会計	高齢者福祉施設要援護者その他	老人ホーム入所措置費	おおむね65歳以上の者で、環境上及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を養護老人ホームへ入所させる措置を行う。	715,337
			生活支援ハウス運営費	原則として60歳以上の一人暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者及び家族による援助を受けることが困難な者であって、高齢等のために独立して生活することに不安がある者に対し、生活援助員を配置した住居を提供し、居住者に対する各種相談、助言指導、緊急時の対応、保健・福祉サービスの利用手続きの援助及び地域住民と交流を図るための場所を提供する。	36,847
			軽費老人ホーム事務費補助金	60歳以上（夫婦で入所する場合は一方が60歳以上）で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な者を低額な料金で入所させ、日常生活上必要な便宜を供与するため、軽費老人ホームに対し入所者の所得に応じた事務に要する経費の一部を補助する。	519,186
			避難行動要支援者支援費	避難行動要支援者の新規把握及び名簿の更新と情報提供に関する同意の確認を行ったうえで、名簿を整備し関係機関への情報提供を行うとともに、避難行動要支援者の個別避難計画を作成し、地域における支援体制を構築する。	11,110
			ふれあい訪問収集	斜面地等に居住する一人暮らし高齢者及び障害者等で、本人によるごみ出しが困難な方に戸別収集を行い、収集時に声掛けを実施し、安否の確認も行う。（環境部において事業実施）	0
	介護保険事業特別会計	地域支援事業費	介護予防訪問介護相当サービス事業費	自力では日常生活動作が困難な要支援者又は事業対象者（以下、「要支援者等」という。）に対して、介護予防を目的に入浴、排せつ、食事等の身体介護や生活援助を行う。	442,312
			生活援助サービス事業費	一人暮らし、又は高齢者のみの世帯等で、家族が疾病や障害等により家族支援が難しい要支援者等に対して、介護予防を目的に、生活に必要な掃除、洗濯、調理等の家事支援を行う。	25,554
			短期集中型訪問サービス事業費※	要支援者等に対して、保健、医療の専門職（管理栄養士・歯科衛生士・理学療法士・作業療法士）等が栄養状態、口腔機能、生活機能向上のため、短期間集中的に訪問指導を行う。	2,714
			介護予防通所介護相当サービス事業費	身体介助や生活援助、見守りが必要な要支援者等に対し、食事・入浴・その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを提供する。	1,099,043
			ミニデイサービス事業費	生活援助や見守りが必要な要支援者等に対し、機能訓練やレクリエーションなどを半日（3～5時間）程度で行う。	93,966
			住民主体型通所サービス事業費	介護予防・閉じこもりを防止するため、地域の身近な場所で運動やレクリエーション等を住民が主体的に行う高齢者ふれあいサロンを開設し、その活動を支援する。	20,139
			短期集中型通所サービス事業費※	要支援者等に対して、運動機能向上・認知機能向上のプログラムを短期間集中的に集団で実施し、心身機能の維持・向上を図り、介護予防を推進する。	37,728
			総合支援配食サービス事業費※	一人暮らしまたは高齢者のみの世帯の要支援者等に対し、栄養のバランスのとれた食事を定期的に提供し、要介護状態になることを予防するとともに、訪問の際に利用者の安否確認も併せて行う。	11,789
			介護予防ケアマネジメント事業費	要支援者等に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状態、置かれている環境、その他の状況に応じて、自立に向けた適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるようケアマネジメントを行う。	219,320

※契約及び支払いは高齢者すこやか支援課で行い、利用の決定などサービスの提供に係る業務は各総合事務所で行う。

(単位:千円)

課名	事業名			事業概要	予算額
高齢者すこやか支援課(その4)	介護保険事業特別会計	地域支援事業費	介護予防・生活支援サービス事業費	特例介護予防通所介護相当サービスの確保が著しく困難である離島等に居住する要支援者等が同サービスに相当するサービスを利用した場合に、サービスに要した費用の一定割合を支給する。	397
			特例ミニデイサービス事業費	ミニデイサービスの確保が著しく困難である離島等に居住する要支援者又は事業対象者が同サービスに相当するサービスを利用した場合に、サービスに要した費用の一定割合を支給する。	335
			特例介護予防ケアマネジメント事業費	特例介護予防通所介護相当サービス又は特例ミニデイサービスをケアプラン等に位置付け、ケアマネジメントを実施した場合に要した費用を支給する。	1
			高額介護予防・生活支援サービス事業費	要支援者等が介護予防・生活支援サービス等を利用した際に負担すべき限度額を超えた額を支給する。	161
			高額医療合算介護予防・生活支援サービス事業費	要支援者等が医療保険と介護予防・生活支援サービス等の自己負担が高くなったときは、両制度の限度額を適用した後に、世帯内で1年間の自己負担限度額を超えた額を支給する。	1,358
			一般介護予防把握事業費	事業対象者の身体の状態等を把握するための情報提供書を医療機関に委託して作成するとともに、これを活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握し、介護予防活動へつなげる。	1,082
			介護予防普及啓発事業費	介護が必要な状態になることを予防するため、介護予防に関するパンフレット等を配布し普及啓発を図る。	6,236
			口腔ケア指導事業費	高齢者を対象に、地域において歯科衛生士等による口腔機能向上のための教育及び口腔清掃指導を行い、口腔機能低下による摂食・嚥下機能の低下を防止する。	3,860
			生涯元気事業費	高齢者を対象に、地域において運動を中心に介護予防に関する具体的な実践方法を紹介し、高齢者が自宅や地域で自主的に実践・習慣化を図り、要介護状態になることを防止する。	75,159
			一般介護予防事業評価事業費	一般介護予防事業を含め、総合事業全体を評価し、事業の推進を図る。	562
			認知症総合支援事業費	地域の支援機関等の連携を図るための支援並びに認知症の人及びその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を配置するとともに、認知症の人の家族に対する支援を行う。また、認知症高齢者及びその家族に関わる認知症初期集中支援チームを設置する。	125,774
			地域ケア会議推進事業費	地域ケア個別会議(個別ケースを検討する地域ケア会議)及び地域ケア推進会議(個別ケースの検討により共有された地域課題の解決等を検討する地域ケア会議)を開催する。	1,867
			徘徊高齢者等家族支援事業費※	認知症の高齢者等が徘徊した場合に、介護している家族に現在位置の情報を提供し、早期発見につなげる。	1,572
			家族介護支援事業費※	(1) 在宅で寝たきりの高齢者を介護する家族に紙おむつ等の介護用品を支給する。 (2) 介護保険サービスを利用しないで在宅で介護する家族に慰労金を支給する。 (3) 家族介護教室を開催する。	37,635

※契約及び支払いは高齢者すこやか支援課で行い、利用の決定などサービスの提供に係る業務は各総合事務所で行う。

(単位:千円)

課名	事業名				事業概要	予算額
高齢者すこやか支援課(その5)	介護保険事業特別会計	地域支援事業費	任意事業費	成年後見制度利用支援事業費	判断能力が不十分な認知症高齢者等で親族による成年後見人の選任の申立が見込めない場合等に、市長が親族に代わり家庭裁判所に成年後見人の選任の申立を行う。市長申立費用、後見人等への報酬を本人が負担することが困難な場合や専門職後見人の家裁審判報酬が低額の場合に助成を行う。また、関係機関との情報交換及び普及啓発を通じ、課題等について協議を行うとともに、制度をより有効的・効果的に利用できる体制を整える。	45,364
				高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業費	高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)に居住する高齢者に対し、併設又は隣・近接するデイサービス等の事業を実施している社会福祉法人等から生活援助員(LSA)を派遣し、生活指導、相談、安否確認、一時的な家事援助及び緊急時の対応等のサービスを提供することで、高齢者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう支援する。	5,325
				介護相談員派遣事業費	介護相談員を派遣し、介護保険サービス利用者の声を聞き、相談等に応じる。	1,069
				要介護者配食サービス事業費※	要介護状態と判定された一人暮らし世帯、高齢者のみの世帯に属する要介護者に対して、栄養のバランスのとれた食事を定期的に提供し、介護状態の悪化を防止するとともに、訪問の際に利用者の安否確認等も併せて行う。さらに他の食関連サービスとの調整を図り、食の自立支援を促進する。	12,376
				緊急時訪問介護事業費※	一人暮らしの高齢者等に対して、急病や災害等の緊急時に、緊急通報装置による通報をうけ、迅速かつ適切な対応を図るとともに、必要に応じて訪問介護員の派遣を行う。	37,223
				認知症地域支援体制整備事業費	認知症になっても住み慣れた地域で継続して生活できるよう、市民意識の向上を目的とした啓発活動の推進及び地域の関係団体・事業所間のネットワーク構築を図る。	2,812
				介護認定審査会費	介護認定審査会の開催及び認定結果を通知する。	78,131
				認定調査等費	介護認定審査会資料作成のための認定調査、主治医意見書の作成及び提出等の事務を行う。	372,921

※契約及び支払いは高齢者すこやか支援課で行い、利用の決定などサービスの提供に係る業務は各総合事務所で行う。

(障害福祉課)	一般会計	障害推進費	障害福祉計画策定費	障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項に基づき、障害児・者の福祉サービス支援事業の量の見込み及び確保等を定めた「長崎市障害福祉計画・長崎市障害児福祉計画」の次期計画(計画期間:令和9年度~令和11年度)を策定する。	3,551
			障害者施策推進協議会費	障害者のための施策に関する基本的な計画に関し意見を述べ、また、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な事項、関係行政機関相互の連絡調整を要する事項について調査審議等を行う。	1,063

(単位:千円)

課名	事業名		事業概要	予算額
障害福祉課(その2)	一般社会計	重制層的備支事業費	基幹相談支援センター費	27,581
			地域活動支援センターⅠ型費	22,742
			地域活動支援センターⅡ型費	8,588
			地域活動支援センターⅢ型費	13,000
			住宅入居等支援費	5,603
			障害者相談支援費	47,836
		障害者自立支援給付費	介護給付費	7,054,105
			訓練等給付費	6,690,156
			相談支援等給付費	269,457
			補装具給付費	125,965
			高額障害福祉サービス費	8,483
		障害児通所等	障害児通所給付費	4,300,450
			障害児相談支援給付費	185,573
		地域生活支援費	移動支援費	143,380
			日常生活用具給付費	130,498
			日中一時支援費	661
			訪問入浴サービス費	11,069

(単位:千円)

課名	事業名			事業概要	予算額
障害福祉課(その3)	一般社会計	地域生活支援費	成年後見制度利用支援費	身寄りがなく、判断能力が十分でない知的障害者、精神障害者について、市長が家庭裁判所に対し、後見人等の選任を求めて申し立てを行う。費用負担が困難な場合には、市が一部又は全額を本人に代わり負担する。また、市長申立以外の者の成年後見人等に就任した後見人において、被後見人等が生活保護受給者又は低所得の場合に報酬助成を行う。	8,932
			精神障害者ピアサポーター人材活用事業費	ピアサポーターが自身の経験を生かした助言を行い、精神障害者の社会参加等を促進するために必要な体制整備を行う。	4,563
			手話通訳者養成費	聴覚障害者等の福祉に理解と熱意を有する者に、手話等の指導を行い、手話通訳者として養成する。	3,110
			手話通訳者派遣費	聴覚障害者等が公的機関又は医療機関等に出向くことが必要なとき、適当な付添人が得られないため、円滑な意思の疎通に支障がある場合に、手話通訳者を派遣する。	7,452
			要約筆記者養成費	聴覚障害者等の福祉に理解と熱意を有する者に、要約筆記等の指導を行い、要約筆記者として養成する。	1,817
			要約筆記者派遣費	聴覚障害者等が公的機関又は医療機関等に出向くことが必要なとき、適当な付添人が得られないため、円滑な意思の疎通に支障がある場合に、要約筆記者を派遣する。	927
			盲ろう者向け通訳・介助員養成費	視覚・聴覚障害者等の福祉に理解と熱意を有する者に、盲ろう者とのコミュニケーション等の指導及び外出時の移動等の支援についての指導を行い、盲ろう者向け通訳・介助員として養成する。	573
			盲ろう者向け通訳・介助員派遣費	盲ろう者の円滑なコミュニケーション及び外出時の移動等を支援するため、盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する。	1,188
			自動車改造助成費	重度の身体障害者が就労等のため自ら所有する自動車を改造する際に要する経費の一部を助成する。	600
			自動車運転免許取得助成費	身体障害者が就職等のため運転免許を取得する場合にその費用の一部を助成する。	300
			点字・声の広報等発行費	地方公共団体等の広報などを、点訳又は音訳化して障害者に情報提供する。	63
			高額地域生活支援給付費	地域生活支援事業と障害福祉サービス等の併給を受けている場合、その利用料を合算し、合算した額が障害福祉サービスの月額上限額を超える場合、その超える地域生活支援事業の額を支給する。	388
			発達障害啓発費	発達障害への理解促進を図るため、関係機関で構成するネットワーク会議を開催し、課題等を把握するとともに、講演会の開催など啓発活動を行う。	584
			手話普及啓発費	手話への理解促進及び手話の普及、手話を使用しやすい環境の整備を進めることにより、障害のある人もない人も共に生きる「共生社会」の実現を図るための取組みを行う。	1,034
			障害者アート啓発費	芸術文化活動を通じ、障害に対する理解を促すとともに、障害者の社会参加の推進を図るため、障害者が製作したアート作品に多くの市民が触れる機会として作品展を開催する。	2,384

(単位:千円)

課名	事業名		事業概要	予算額
障害福祉課(その4)	一般	障害児通学支援費	特別支援学校小学部または中学部の児童・生徒のうち、付添人がいなければ通学ができないにもかかわらず、付添人の体調不良等の理由により送迎ができず、本人の理由によらず児童・生徒が欠席せざるを得ない場合において、福祉タクシー等を利用して通学した際の利用料金を助成する。	192
		医療的ケア児レスパイト事業費	在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るため、医療的ケア児の看護に指定訪問看護ステーションを利用する家族へ、その利用に係る経費の助成を行う。	2,818
		地域障害児支援体制強化事業費補助金	児童発達支援センターの中核的役割や機能の強化を図るとともに、地域における障害児支援の質の向上を推進し、障害児やその家族への支援体制の強化を図るため、児童発達支援センターが実施する機能強化に係る事業に対しその一部を補助する。	8,556
		障害福祉センター運営費	障害者福祉の拠点的な施設として、在宅障害者等の福祉の増進を図るため、平成4年4月からサービスを開始した。「社会福祉法人長崎市社会福祉事業団」を指定管理者として指定し、次の事業を実施している。 (1) 管理運営費 (2) 身体障害者福祉センター費 (3) 障害児通所支援費 (4) 相談支援費 (5) 障害者就労支援相談所運営費 (6) 診療所費 (7) 障害児等療育支援費 (8) 機能訓練費	573,879
	会計	障害者就労支援費	福祉と企業の虹の架け橋フェスタ開催費	2,633
		障害者就労支援費	障害者テレワークロボット就労促進費	3,453
		障害者就労支援費	授産製品販売促進費	15,765
	障害者保健医療対策費	更生医療給付費	身体障害者が手術等により障害の程度を軽くしたり、機能を回復させたりするための医療について、その費用を支給する。	936,010
		心身障害者福祉医療費	重・中度心身障害者が健康保険等により診療を受けた場合に、病院等へ支払った負担金の一部に相当する額を支給する。 (1) 身体障害者手帳1、2級及び療育手帳A1、A2並びに精神障害者保健福祉手帳1級所持者は、医療取扱機関ごとに、一部負担金の額から1日につき800円(1か月につき、1,600円を限度)を差し引いた額を支給(薬局の保険給付を受けたときは、一部負担金に相当する額) (2) 身体障害者手帳3級及び療育手帳B1所持者は、(1)の2分の1を支給	923,789

(単位:千円)

課名	事業名		事業概要	予算額
障害福祉課（その５）	一般会計	障害手当給付費	重度障害者福祉手当給付費	2,364
			特別障害者手当給付費	176,949
			障害児福祉手当給付費	50,675
		障害者对生活支援	移送支援サービス費	3,251
			配食サービス費	935
			福祉緊急連絡装置設置費	1,943
			相談員設置費	613
		障害者促進社会参加	重度障害者福祉タクシー利用助成費	10,688
			障害者交通費助成費	115,388
			障害者団体研修費助成費	1,100
介護保険課（その１）	一般会計	低所得者利用者負担軽減費		3,970
		離島サービス支援費		692
	介護保険事業特別会計	保険給付費	徴収費	53,614
			介護・介護予防サービス等諸費	44,725,298
			高額介護サービス等費	1,042,636
			高額医療合算介護サービス等費	119,981
			市町村特別給付費	187,840

(単位:千円)

課名	事業名			事業概要	予算額
介護保険課 (その2)	介護保険事業特別会計	保険給付費	特定入所者介護サービス等費	所得の低い要介護・要支援被保険者が介護保険施設等を利用した際に負担する食費及び居住費の合計額と所得の状況等に応じて定められた負担限度額との差額を支給する。	930,603
		地域支援事業費	任意事業費	介護サービスが本来の目的に沿った形で提供され、高齢者の自立支援に資するものとするため、サービス内容の適正化及び介護費用の適正化を図る。	31,182
			福祉用具・住宅改修支援事業費	福祉用具・住宅改修に関する助言・情報提供並びに住宅改修費の申請における建築士・理学療法士等による訪問調査や申請者への理由書作成経費の助成を行う。	110
地域包括ケアシステム推進室	一般会計	多機関型包括的支援体制構築事業費		高齢、障害、子育て、生活困窮など多分野・多機関に渡る福祉分野に関連する相談にワンストップで対応するための相談窓口(多機関型地域包括支援センター)を設置し、福祉分野に関連する複合的な課題を抱える者へ適切な支援を行う。	40,326
		生活支援体制整備事業費		生活支援コーディネーターを配置し、NP0やボランティア、シルバー人材センターなど多様な主体による地域での支え合い体制づくりを推進するとともに、高齢者の社会参加による介護予防の促進及び多様な日常生活上の生活支援や介護予防サービスの充実を図る。	25,917
	介護保険事業特別会計	地域支援事業費	一般介護	地域における介護予防の取組を機能強化するために、「在宅支援リハビリセンター」を設置し、地域包括支援センター等と連携しながら、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。	15,023
			包括的支援事業費	住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいのサービスを一体的に提供する地域包括ケアシステムの推進を図る。	3,078
			在宅医療・介護連携推進事業費	医療及び介護の総合相談窓口であるとともに、地域包括ケアシステムの実現に向けた在宅医療・介護連携の拠点として「包括ケアまちなかラウンジ」を設置し、医療・介護関係者の連携を推進する。	36,343

(単位:千円)

課名	事業名			事業概要	予算額
臨時特別給付金室	一般会計	長崎市民特別給付金給付事業費	長崎市民特別給付金 ※事務費含む	物価高騰による家計への負担を軽減するため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、市民に対して給付金を支給する。 令和8年1月1日時点で長崎市に住民登録がある市民に1人あたり5千円を支給する。	(383,429) ※繰越分
			住民税非課税世帯特別給付金	物価高騰による家計への負担を軽減するため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、住民税非課税世帯に対して給付額を加算する。 令和7年度住民税非課税世帯に1世帯当たり5千円を加算する。	(38,110) ※繰越分

2 高齢者交通費助成事業の廃止に係る追加報告及び長崎市の介護予防に係る取組みについて

(1) 高齢者交通費助成事業の廃止に係る追加報告

- ア 制度の変遷**
- イ 平成20年度以降の人口と事業費等の推移**
- ウ いきいき長寿社会基金の活用状況**
- エ 中核市の実施状況**

令和8年2月議会 所管事項調査

- (1) 高齢者交通費助成費を令和11年度から廃止する。
- (2) 介護保険事業において、限られた予算の範囲内で、より介護予防に効果的な新たな事業を実施する。

高齢者交通費助成事業の概要

高齢者が交通機関を利用することにより、社会的活動の参加の機会を増やすとともに、高齢者の生きがいを高め、介護予防につなげることを目的として、年度中に満70歳以上の誕生日を迎える者に対し、年5,000円程度の交通費助成を行うもの。

(1) 高齢者交通費助成事業の廃止に係る追加報告

ア 制度の変遷

年月（西暦）	対象年齢	制度改正
昭和55年7月(1980)	74歳以上77歳未満	所得制限あり
平成2年4月(1990)	74歳以上77歳未満	
平成4年4月(1992)	73歳以上78歳未満	所得制限撤廃
平成5年4月(1993)	72歳以上78歳未満	
平成6年4月(1994)	71歳以上78歳未満	
平成7年4月(1995)	70歳以上78歳未満	
平成8年4月(1996)	70歳以上81歳未満	
平成14年4月(2002)	基準日において70歳以上80歳以下	利用券方式を採用し、実際に利用された分を支払う精算方式へ変更。
平成17年1月(2005)	年度内に70歳から80歳までの年齢に達する者	
平成17年度(2005)	〃	バス事業者が紙の回数券を廃止するが、以降も紙の利用券方式を継続
平成20年4月(2008)	年度内に満70歳以上の誕生日を迎える者	年齢上限撤廃 長寿祝金の77歳・88歳を廃止した分の財源を充当
平成30年4月(2018)	〃	70歳以上の高齢者人口の増加に伴い、一般財源のみで賄うことが難しいことから「いきいき長寿社会基金」の元金取崩分の充当を開始（運営経費のみ）
令和3年4月(2021)	〃	バス・電車利用において利用券方式を廃止し、ICカードを用いた交通費助成を開始。財政負担軽減のため、従前の取崩額に加え、「いきいき長寿社会基金」の元金取崩分の2億5千万円を取り崩し開始（交通費助成分についても充当）
令和4年度(2022) ～令和8年度(2026)	〃	

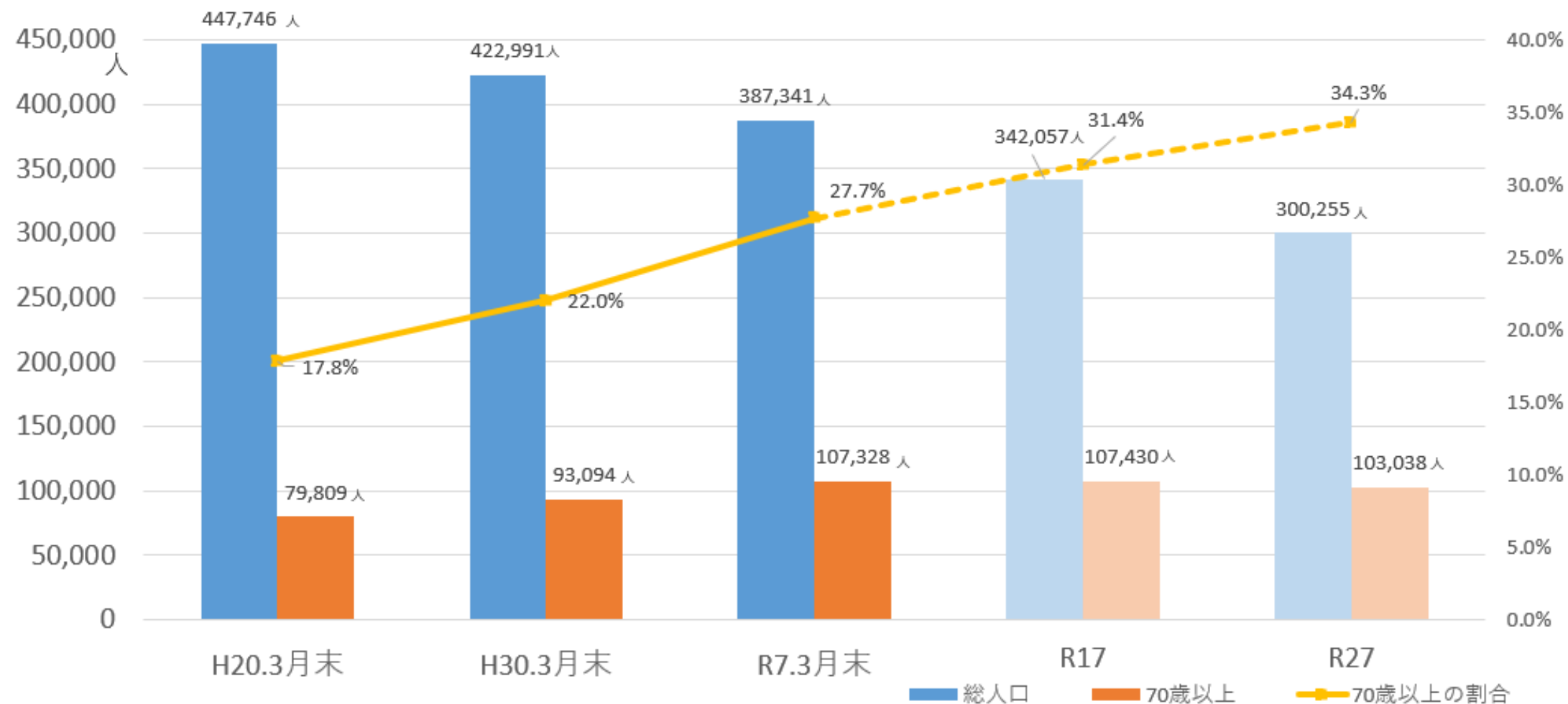
徐々に対象年齢や制限をなくし拡大

(1) 高齢者交通費助成事業の廃止に係る追加報告

イ 平成20年度以降の人口と事業費等の推移

(ア) 総人口に占める70歳以上の推移

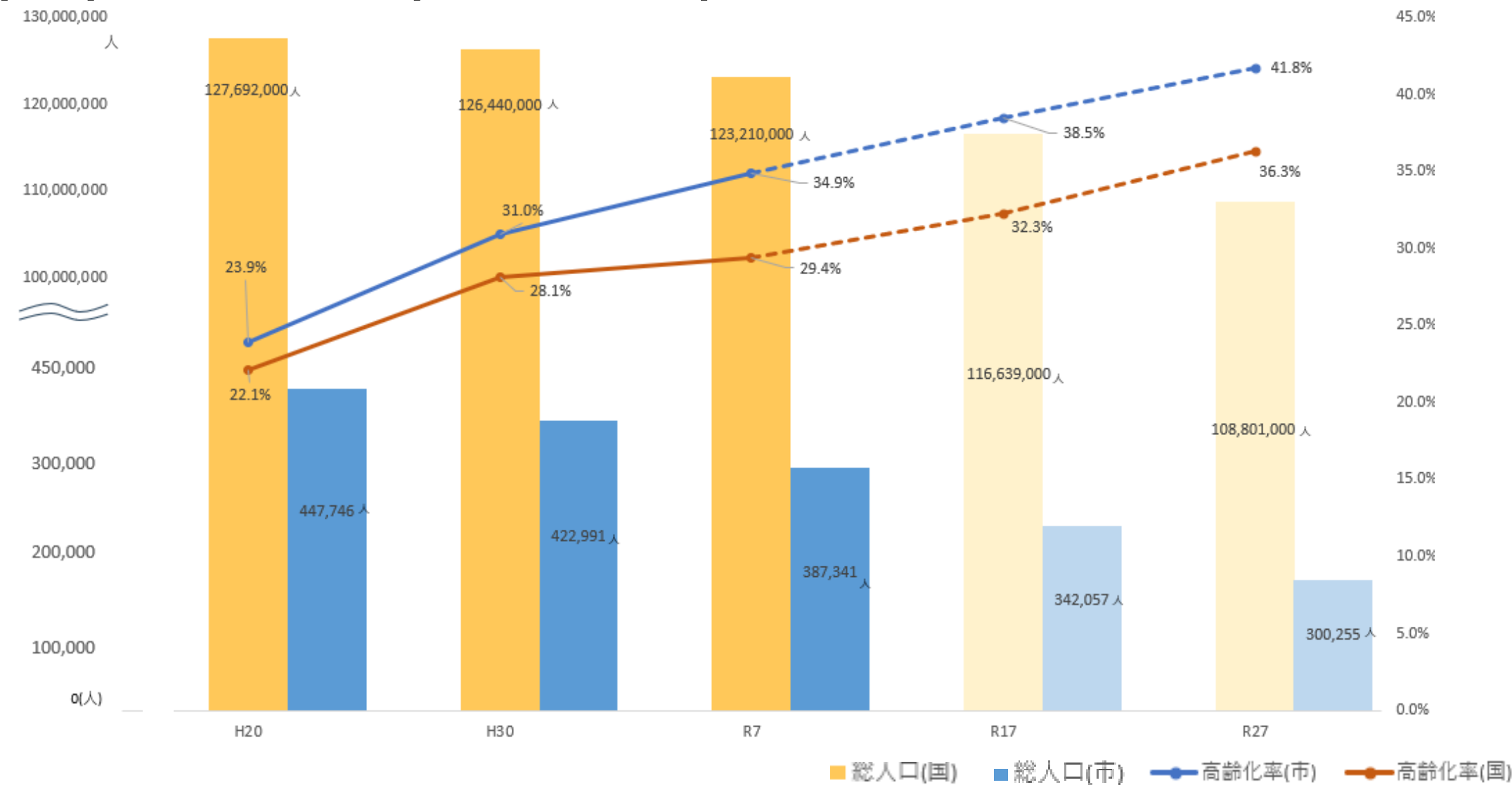
R17年以降：国立社会保障・人口問題研究所
「日本の地域別将来推計人口(令和5年(2023)推計)」による



(1) 高齢者交通費助成事業の廃止に係る追加報告

イ 平成20年度以降の人口と事業費等の推移 (参考)国と市の高齢化率(65歳以上の割合)の推移

R17年以降：国立社会保障・人口問題研究所
「日本の地域別将来推計人口(令和5年(2023)推計)」による

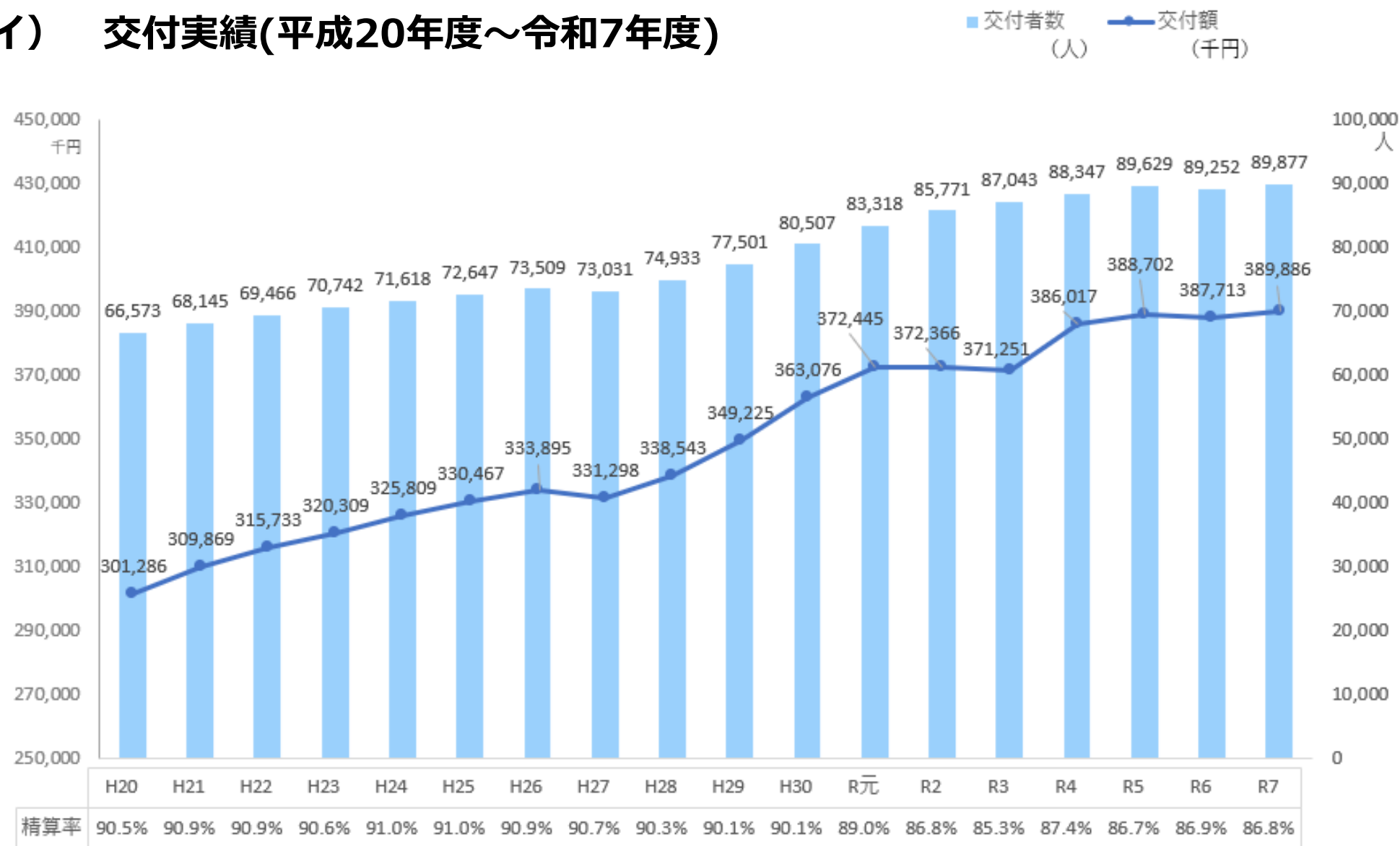


※H20、H30、R7
総人口(国)=10月末
総人口(市)=3月末

(1) 高齢者交通費助成事業の廃止に係る追加報告

イ 平成20年度以降の人口と事業費等の推移

(イ) 交付実績(平成20年度～令和7年度)



(1) 高齢者交通費助成事業の廃止に係る追加報告

ウ いきいき長寿社会基金の活用状況

(ア) いきいき長寿社会基金の概要

a いきいき長寿社会基金とは

いきいき長寿社会基金は、平成3年度に「高齢者保健福祉推進十ヵ年計画(ゴールドプラン)」の推進のため、国からの財源を原資として創設した基金であり、「※高齢者の保健及び福祉を推進するための経費の財源に充当する。」

※長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例 第1条

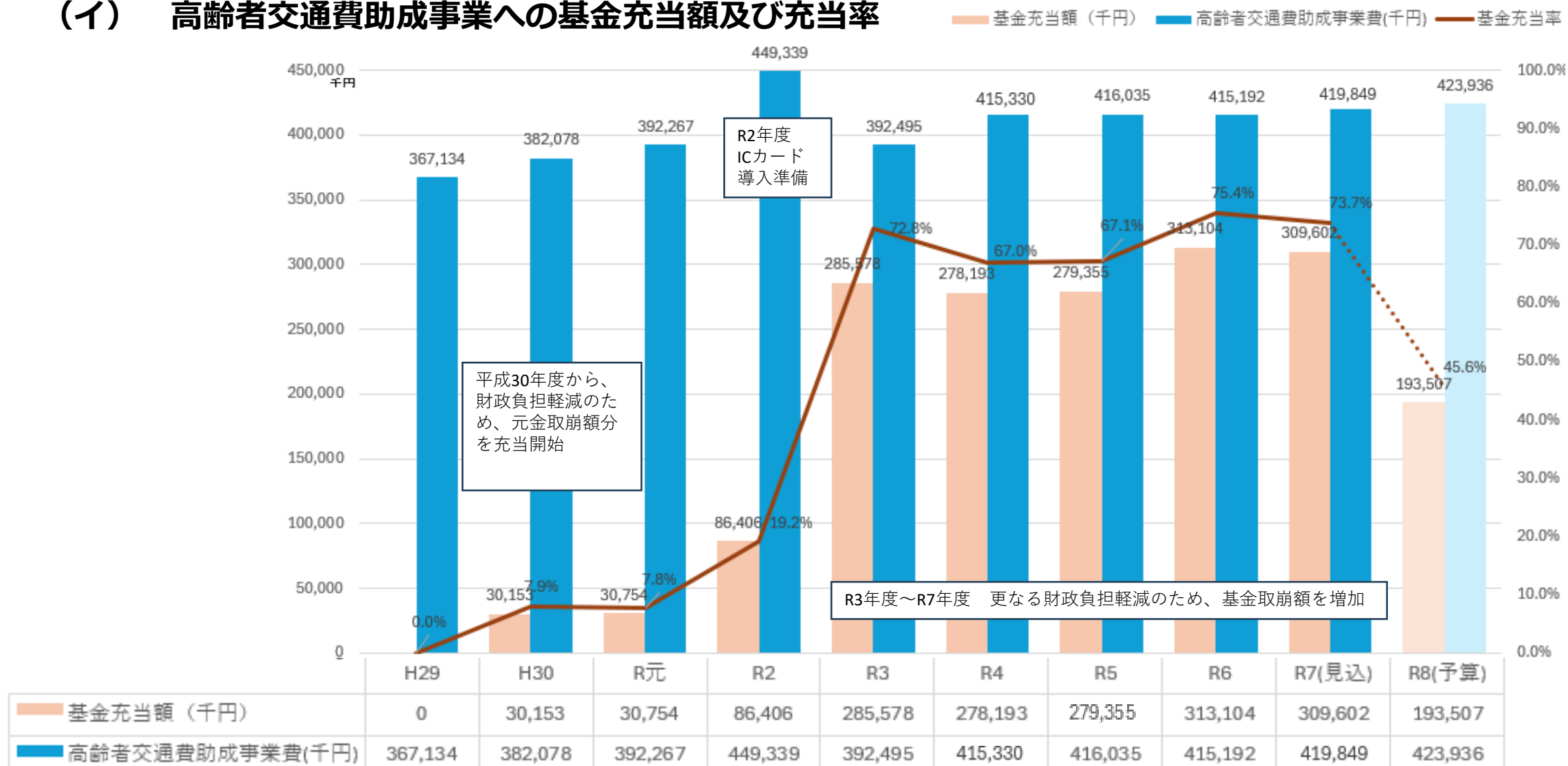
b 本市における活用事業(令和7年度決算見込み額)

・ 友愛訪問事業	9,793,552円 (3.0%)
・ 敬老の日行事費	1,116,691円 (0.4%)
・ シルバー作品展開催費	590,199円 (0.2%)
・ 高齢者交通費助成事業	309,602,068円 (96.4%)
合計	321,102,510円

(1) 高齢者交通費助成事業の廃止に係る追加報告

ウ いきいき長寿社会基金の活用状況

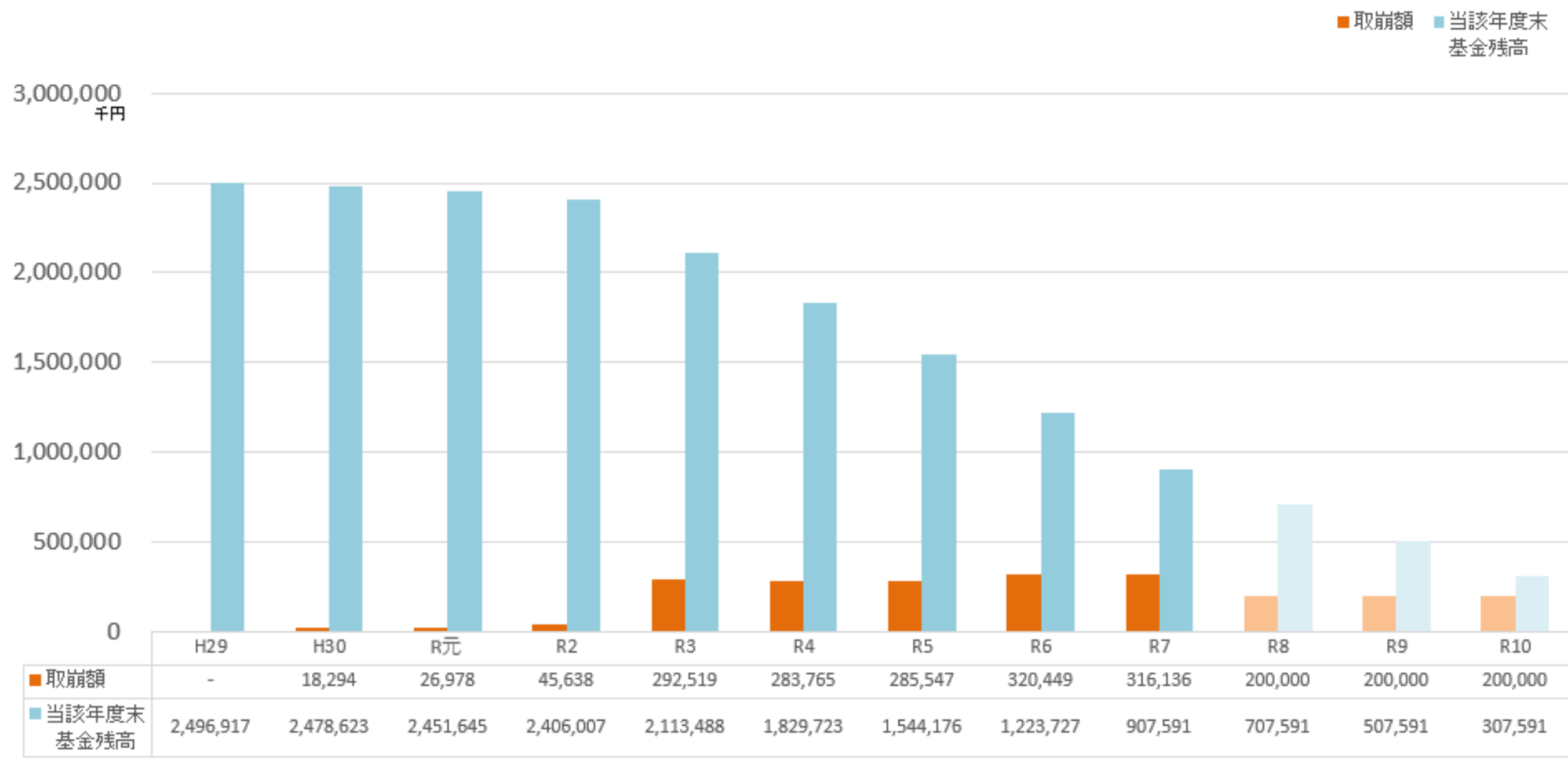
(イ) 高齢者交通費助成事業への基金充当額及び充当率



(1) 高齢者交通費助成事業の廃止に係る追加報告

ウ いきいき長寿社会基金の活用状況

(ウ) いきいき長寿社会基金の年度末残高の推移



※R8は予算額、R9～R10は、令和8年度と同額の取崩を行うものと想定して試算

(1) 高齢者交通費助成事業の廃止に係る追加報告

Ⅱ 中核市の実施状況

同規模人口の自治体(15市)の状況(並びは高齢化率が高い順)

※1 総人口のうち、65歳以上人口の割合。(R8.4.1時点)
 ※2 65歳以上人口のうち要支援または要介護の認定を受けた者の割合。
 (R5年度末時点(介護保険事業状況報告(厚生労働省)))

No	自治体名	高齢化率 ※1 要支援・要介護 認定率 ※2	交通費助成事業 等の見直し有無	対象者数 (要件)	助成方法	助成目的	令和6年事業費 (財源)	備考
1	長崎市 (382,399人)	35.3% 21.4%	廃止予定	98,261人 (70歳以上)	運賃助成(年間5,000円)	介護予防、外出支援	415,192千円 (一般財源・基金※)	※いきいき長寿社会基金
2	富山市 (400,264人)	30.4% 20.1%	継続	122,140人 (65歳以上)	一律100円で利用できる 定期券の配布	健康増進	126,018千円 (一般財源・基金等※)	※ふるさとめぐり基金、利用者負担金
3	宮崎市 (389,590人)	30.0% 16.4%	縮小予定	91,150人 (70歳以上)	定額利用(1乗車につき100円)	社会参加促進、福祉増進	280,779千円 (一般財源・基金※)	※宮崎市敬老ふれあい基金
4	福山市 (449,999人)	29.7% 21.2%	継続	53,067人 (75歳以上※)	運賃助成(年間5,000円)	敬老、生きがいづくり支援	113,824千円 (一般財源)	※非課税世帯
5	岐阜市 (396,258人)	29.5% 21.3%	継続	102,430人 (70歳以上)	料金割引(2割引)	生きがいづくり支援、 健康増進	54,331千円 (一般財源)	
6	大分市 (469,294人)	29.2% 19.8%	継続	107,115人 (65歳以上※)	150-180円で利用できる 乗車証の配布	健康増進、社会参加促進、 生きがいづくり支援	240,396千円 (一般財源)	※65-69歳は、免許非保有(返納含む)が要件
7	高松市 (414,188人)	29.0% 21.4%	継続	96,375人 (70歳以上)	料金割引(5割引)	外出支援、福祉の増進	101,190千円 (一般財源)	
8	倉敷市 (469,290人)	28.2% 22.1%	継続	- (※)	料金割引(100円引き)	交通機関利用促進、移動手段 確保	28,446千円 (一般財源)	※65歳以上、第2号被保険者のうち要介護・要支援認 定者、障害者等のいずれかに該当すれば対象
9	金沢市 (440,591人)	28.2% 19.8%	実施なし					
10	東大阪市 (478,892人)	27.6% 25.3%	実施なし					
11	尼崎市 (458,203人)	27.0% 24.1%	継続	100,221人 (70歳以上)	購入助成 定額利用(1乗車につき120円)	社会参加促進、福祉の増進	289,739千円 (一般財源)	
12	豊中市 (397,430人)	26.4% 24.0%	廃止済		事業廃止 (平成19年度)			予算不足のため事業廃止
13	柏市 (440,158人)	25.9% 17.4%	継続	- (75歳以上※)	定額利用 (コミュニティバス・1回100円)	外出支援、免許返納支援	1,792千円 (一般財源)	※免許非保有(返納含む)が要件
14	西宮市 (478,803人)	25.2% 19.9%	継続	95,014人 (70歳以上)	購入助成(年間5,000円)	健康増進、福祉の増進	114,069千円 (一般財源・基金※)	※長寿ふれあい基金
15	豊田市 (414,394人)	25.0% 15.9%	継続	4,841人 (65歳以上※)	運賃助成(年間16,000円)	社会参加促進、福祉増進	28,261千円 (一般財源)	※介護認定等の制限、一人暮らしなど

(1) 高齢者交通費助成事業の廃止に係る追加報告

Ⅱ 中核市の実施状況

同規模人口の自治体(15市)の状況

(ア) 交通費助成事業の実施状況(15市中)

実施	未実施	廃止済
1 2 市	2 市 (金沢市、東大阪市)	1 市 (豊中市) 平成19年度

(イ) 長崎市の状況(高齢化率、要支援・要介護認定率、事業費)

NO	高齢化率	要支援・要介護認定率	事業費
1	長崎市 (35.3%)	東大阪市 (25.3%)	長崎市 (415,192千円)
2	富山市 (30.4%)	尼崎市 (24.1%)	尼崎市 (289,739千円)
3	宮崎市 (30.0%)	豊中市 (24.0%)	宮崎市 (280,779千円)
4	福山市 (29.7%)	倉敷市 (22.1%)	大分市 (240,396千円)
5	岐阜市 (29.5%)	長崎市・高松市 (21.4%)	富山市 (126,018千円)

(ウ) 財源種別(実施12市中)

一般財源のみ	一般財源＋基金
8 市	4 市 (長崎市、宮崎市、西宮市、富山市)

Ⅲ 見直し予定

廃止	縮小
1 市(長崎市)	1 市 (宮崎市)

(2) 長崎市の介護予防に係る取組み

- ア 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における
介護予防の位置づけ**
- イ 要支援・要介護認定率と介護予防の重要性**
- ウ 介護予防の取組みと主な事業**
- エ 新たな介護予防事業**

(2) 長崎市の介護予防に係る取組み

ア 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における介護予防の位置づけ

(ア) 計画の概要

高齢者に対する保健福祉施策全般の方向性を定めるための高齢者保健福祉計画と、介護保険制度の円滑な運用を目指すための介護保険事業計画を一体のものとして3年毎に策定。

令和17年（2035年）には後期高齢者人口がピークとなることが見込まれ、さらに、生産年齢人口が減少していく中で、介護保険制度の持続性の確保を図り、「みんなで支え合い、だれもが健康にいきいきと暮らせるまち」を目指す。

(イ) 第9期 計画の基本方針（令和6年度～令和8年度）

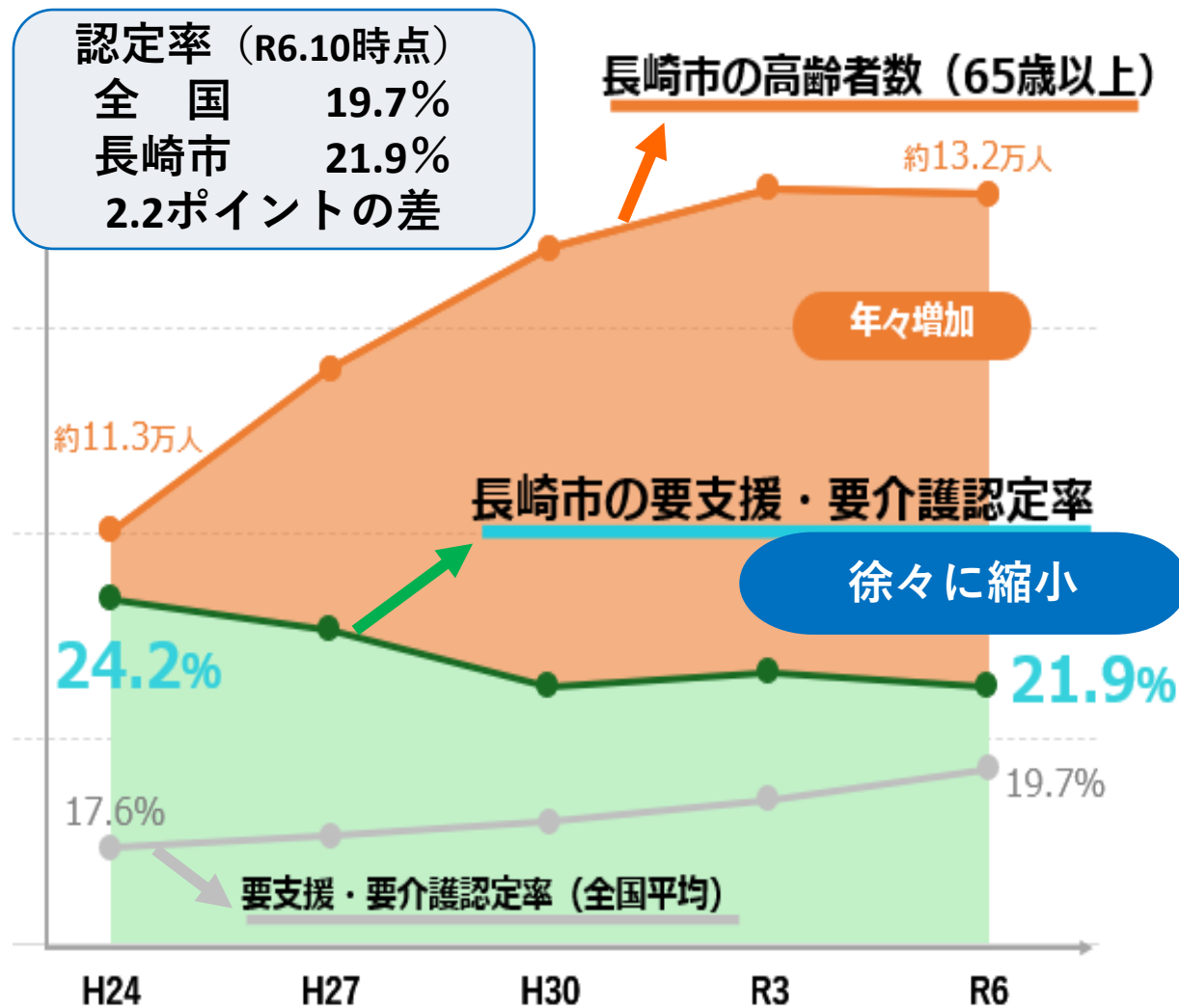
→ 自立支援・重度化防止に向けた介護予防の推進（要約）

- 高齢者の心身機能の維持・改善、日常生活の活動の向上、社会参加の促進により、生きがいや自己実現の取組みを支援する。
- リハビリテーション専門職をはじめ幅広い支援関係者と切れ目のない自立支援・重度化防止に取り組む。
- 運動・栄養・口腔の複合的なプログラムにより、効果的・効率的な事業に取り組む。
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を図る。

(2) 長崎市の介護予防に係る取組み

イ 要支援・要介護認定率と介護予防の重要性

(ア) 長崎市と全国平均の要支援・要介護認定率の推移



(課題) 認定率は全国平均との差を縮めてきたが
今後10年間は後期高齢者が増え続ける

持続可能なかたちでの
さらなる介護予防の推進が必要

介護予防の重要性について

→ (目的)

高齢者の生活の質(QOL)の向上
健康寿命を延ばし、
自分らしい生活が送れる

介護保険制度の持続性の確保

R6年度決算 決算額約441億円 (介護保険給付費ベース)
概算 1人当たりの介護費用 約151万6千円/年

※仮に認定率が全国平均19.7%となった場合
要支援者・要介護者 約2,900人減
年間 約44億円減 (一般財源 約5億5千万円減)

(2) 長崎市の介護予防に係る取組み

イ 要支援・要介護認定率と介護予防の重要性

(イ) 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査の概要（第9期 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）

a 調査概要

目的・内容	保険者（長崎市）が、地域の抱える課題の特定に資することなどを目的として実施。からだを動かすこと、食べること、健康などに関する項目を調査する。			
調査時期	令和5年2月～3月			
対象者	65歳以上の要介護認定を受けていない 高齢者（要支援認定者を含む）8,000人	回収結果	有効回答数 有効回答率	5,582人 69.8%

b 調査結果 基本チェックリスト※1によるリスク評価結果

項目	運動	栄養	口腔	閉じこもり	うつ	認知症	フレイル※2
リスク該当者数（人）	682	79	1,178	282	1,364	1,439	1,154
リスク該当率（%）	14.2	1.6	24.5	5.9	28.4	29.9	24.0

※1 基本チェックリストとは、25項目の質問により、心身機能の低下（生活機能の低下）がないかを評価するもの。
※2 フレイルとは、健康な状態と要介護状態の中間の段階。

(2) 長崎市の介護予防に係る取組み

イ 要支援・要介護認定率と介護予防の重要性

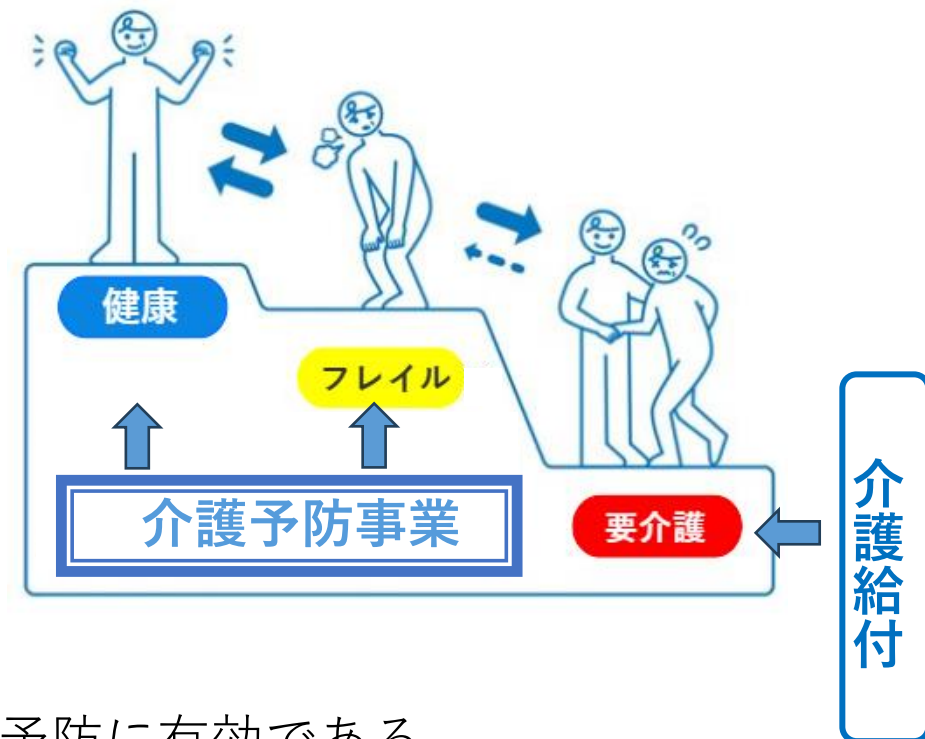
(イ) 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査の概要（第9期 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）

c フレイルの概要

フレイルには「**可逆性**」の特性がある。自分の状態と向き合い、介護予防に取り組むことで、その進行を緩やかにし、健康な状態に戻ることができる。

フレイル予防の柱には、
「**身体活動（運動）**」
「**栄養（食事・口腔）**」
「**社会参加**」があげられる。

フレイル予防の3つの柱



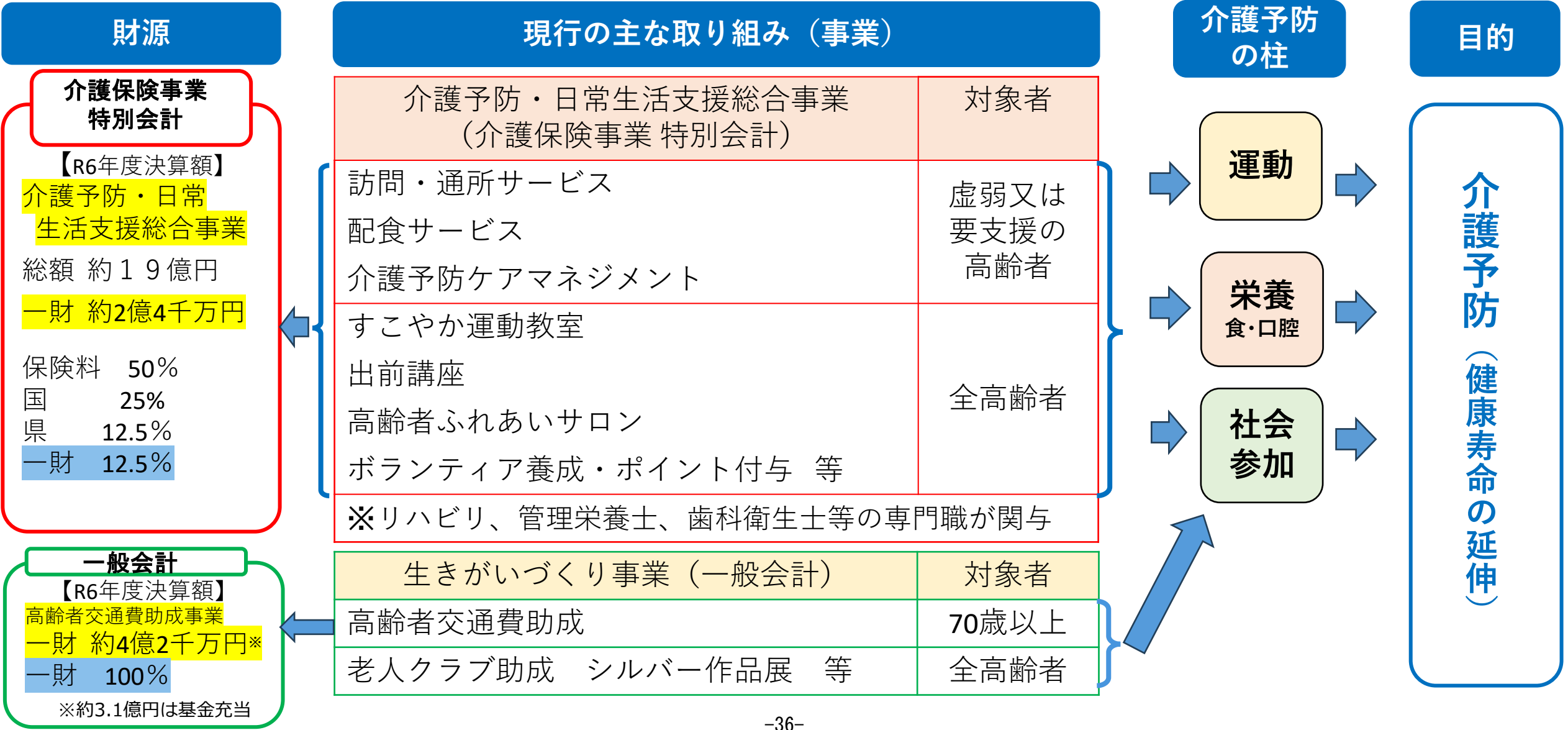
d 複合的活動による介護予防

運動・栄養/口腔・社会参加など、**複合的な活動**が介護予防に有効である。

(2) 長崎市の介護予防に係る取組み

ウ 介護予防の取組と主な事業

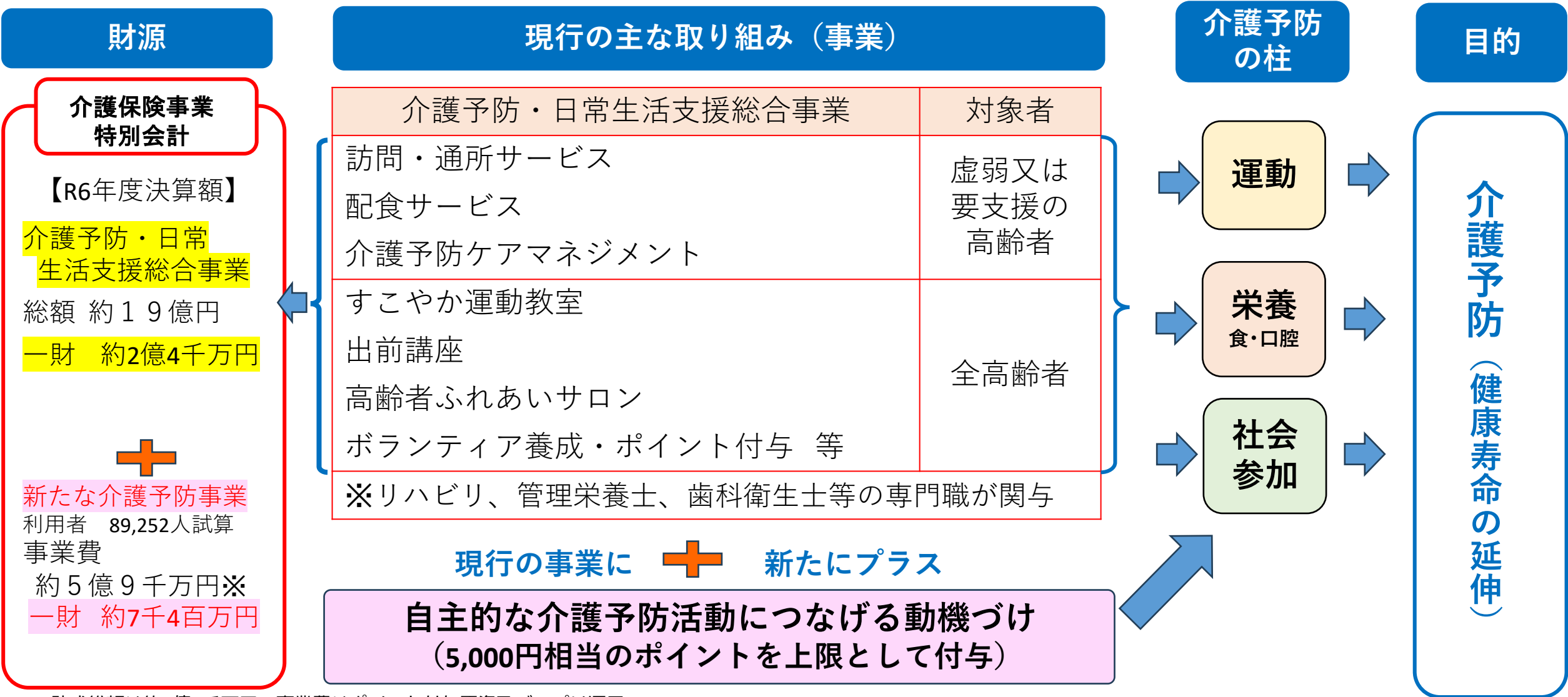
長崎市における介護予防の主な取組み



(2) 長崎市の介護予防に係る取組み

工 新たな介護予防事業

(ア) 自主的な介護予防活動の推進

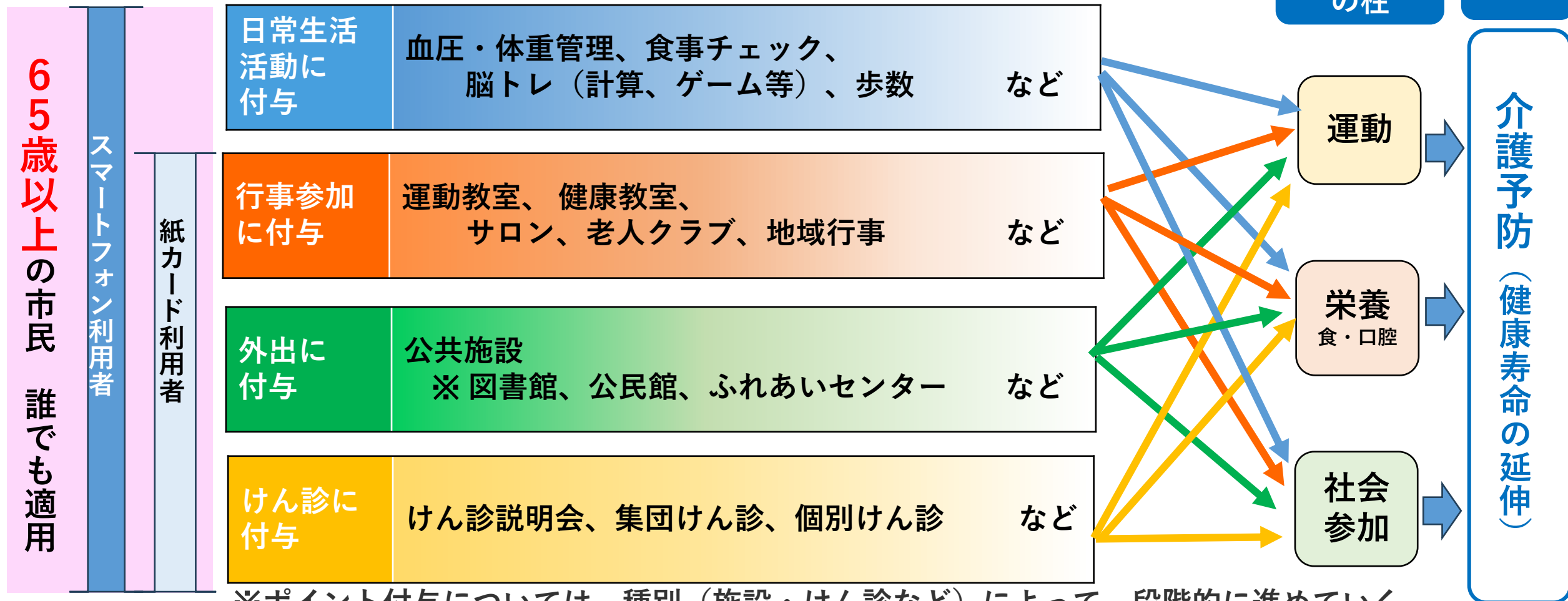


(2) 長崎市の介護予防に係る取組み

エ 新たな介護予防事業

(イ) ポイント付与の活動例（イメージ）

動機付け（ポイント付与）により複合的な介護予防を実践



※ポイント付与については、種別（施設・けん診など）によって、段階的に進めていく。
（先行都市では、スマートフォンを使った同様の取組みにより、介護予防の効果が実証されている。）

(2) 長崎市の介護予防に係る取組み

Ⅱ 新たな介護予防事業

(ウ) ポイント付与の方法（案）

- ・ポイント付与という動機づけにより、より自主的・主体的で、複合的な介護予防の実践を促す。
- ・付与方法は、高齢者が容易に利用できること、不安感を解消することを重視して設計。

○スマートフォンの場合（イメージ）

- ①専用アプリを使って介護予防活動を実践することで、ポイントを取得。

- ②取得ポイント分は、電子マネーに交換し、お買い物などに利用。



○ 専用のコールセンター設置

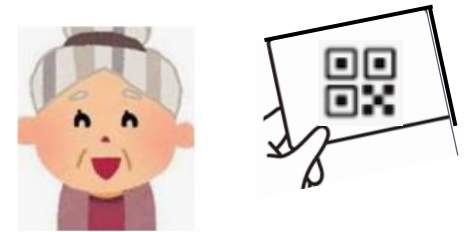
○ スマホを使って活動したい人への支援

スマホサロン（出前講座）
スマホ教室（市庁舎など）の設置 など



○紙カードの場合（イメージ）

- ① 個人専用のQRコード付き紙カードを配布。



- ②サロンや健康教室などにでかける際に、現地で紙カードを提示。ポイントを付与。

- ③年に1回、取得ポイント分を、本人の口座にお振り込み。

(2) 長崎市の介護予防に係る取組み

工 新たな介護予防事業

(工) 今後のスケジュール（案）

時期	内容
令和8年度	新たな介護予防事業の具体的な制度設計の開始 市民への周知 議会で所管事項調査（随時報告）
令和9年度	新たな介護予防事業の具体的な制度設計 市民への周知 議会で所管事項調査（随時報告）
令和10年度	新たな介護予防事業の具体的内容の周知（事業説明・登録促進） 議会で所管事項調査（随時報告） 高齢者交通費助成事業の廃止（3月末）
令和11年度	新たな介護予防事業の実施

(参考) 地域支援事業 介護予防・日常生活支援総合事業 (介護予防・生活支援サービス事業) (R6 決算額) ※高齢者すこやか支援課分

			事業	事業概要	決算額 (千円)
介護保険事業特別会計	地域支援事業費	介護予防・生活支援サービス事業費	介護予防訪問介護相当サービス事業費	自力では日常生活動作が困難な要支援者又は事業対象者(以下、「要支援者等」という。)に対して、介護予防を目的に入浴、排せつ、食事等の身体介護や生活援助を行う。	418,154
			生活援助サービス事業費	一人暮らし、又は高齢者のみの世帯等で、家族が疾病や障害等により家族支援が難しい要支援者等に対して、介護予防を目的に、生活に必要な掃除、洗濯、調理等の家事支援を行う。	19,599
			短期集中型訪問サービス事業費	要支援者等に対して、保健、医療の専門職(管理栄養士・歯科衛生士・理学療法士・作業療法士)等が栄養状態、口腔機能、生活機能向上のため、短期間集中的に訪問指導を行う。	1,181
			介護予防通所介護相当サービス事業費	身体介助や生活援助、見守りが必要な要支援者等に対し、食事・入浴・その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを提供する。	1,058,689
			ミニデイサービス事業費	生活援助や見守りが必要な要支援者等に対し、機能訓練やレクリエーションなどを半日(3～5時間)程度で行う。	87,599
			住民主体型通所サービス事業費	介護予防・閉じこもりを防止するため、地域の身近な場所で運動やレクリエーション等を住民が主体的に行う高齢者ふれあいサロンを開設し、その活動を支援する。	16,553
			短期集中型通所サービス事業費	要支援者等に対して、運動機能向上・認知機能向上のプログラムを短期間集中的に集団で実施し、心身機能の維持・向上を図り、介護予防を推進する。	20,242
			総合支援配食サービス事業費	一人暮らしまたは高齢者のみの世帯の要支援者等に対し、栄養のバランスのとれた食事を定期的に提供し、要介護状態になることを予防するとともに、訪問の際に利用者の安否確認も併せて行う。	8,945
			介護予防ケアマネジメント事業費	要支援者等に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状態、置かれている環境、その他の状況に応じて、自立に向けた適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるようケアマネジメントを行う。	211,059
			高額介護予防・生活支援サービス事業費	要支援者等が介護予防・生活支援サービス等を利用した際に負担すべき限度額を超えた額を支給する。	33
			高額医療合算介護予防・生活支援サービス事業費	要支援者等が医療保険と介護予防・生活支援サービス等の自己負担が高くなったときは、両制度の限度額を適用した後、世帯内で1年間の自己負担限度額を超えた額を支給する。	1,023

(参考) 地域支援事業 介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）（R 6 決算額） ※高齢者すこやか支援課分

			事業	事業概要	決算額 (千円)
介護保険事業特別会計	地域支援事業	一般介護予防事業費	介護予防把握事業費	事業対象者の身体の状態等を把握するための情報提供書を医療機関に委託して作成するとともに、これを利用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握し、介護予防活動へつなげる。	796
			介護予防普及啓発事業費	介護が必要な状態になることを予防するため、介護予防に関するパンフレット等を配布し普及啓発を図る。	5,458
			口腔ケア指導事業費	高齢者を対象に、地域において歯科衛生士等による口腔機能向上のための教育及び口腔清掃指導を行い、口腔機能低下による摂食・嚥下機能の低下を防止する。	2,829
			生涯元気事業費	高齢者を対象に、地域において運動を中心に介護予防に関する具体的な実践方法を紹介し、高齢者が自宅や地域で自主的に実践・習慣化を図り、要介護状態になることを防止する。	56,564
			一般介護予防事業評価事業費	一般介護予防事業を含め、総合事業全体を評価し、事業の推進を図る。	410

(令和 6 年度決算額 総額 1,909,134千円 うち一般財源 238,642千円)